

事業所税の手引

横須賀市

目 次

I 事業所税の概要

- 1. 事業所税の趣旨…………… 1
- 2. 事業所税の使途…………… 1
- 3. 課税団体…………… 1

II 事業所税のしくみ

- 1. 課税対象…………… 2
- 2. 納税義務者…………… 3
- 3. 課税標準…………… 3
- 4. 税率…………… 7
- 5. 免税点…………… 8
- 6. 非課税…………… 8
- 7. 課税標準の特例…………… 9
- 8. 減免……………10
- 9. 申告納付……………10
- 10. 正しい申告がされない場合……………11
- 11. 正しい納付がされない場合……………11
- 12. 不服申立て（審査請求）……………13
- 13. 事業所税の開設・廃止及び貸付にかかる申告……………13

* * * * *

- 非課税対象一覧表……………14
- 特定防火対象物一覧表……………17
- 消防用設備及び防災施設等に係る非課税施設一覧表……………18
- 課税標準の特例対象一覧表……………19
- 減免対象一覧表……………21
- 高齢者に係る非課税等の適用年齢の経過措置について……………22

★★★ 事業所税のポイント ★★★

	事業所税	
	資産割	従業者割
納税義務者	事務所または事業所において事業を行なう法人・個人	
課税標準	市内の事業所用家屋の合計床面積(m ²)	市内の従業者給与総額(円)
税率	1 m ² あたり 600 円	給与総額の 0.25%
免税点 (課税されない基準)	市内の事業所用家屋の合計床面積が 1,000 m ² 以下	市内の従業者数が 100 人以下
免税点の判定	課税標準の算定期間(法人は事業年度)の末日の現況により判定	
徴収方法	申告納付	
申告・納付期限	法人・・・事業年度終了の日から 2 ヶ月以内 個人・・・翌年の 3 月 15 日	

- ① 事業所が自己所有であるか賃貸等であるかを問わず、実際に事業を行なう法人・個人が納税義務者になります。
- ② 免税点は資産割、従業者割それぞれで判定します。したがって資産割のみ、従業者割のみという課税もあります。
- ③ 法人税等にある「申告期限の延長」はありません。
- ④ 課税標準の算定期間(法人は事業年度)の末日現在で免税点以下ならば、課税は発生しません。資産割が月割計算となるのは、ほぼ下記の場合のみです。
 - ・事業年度の途中で、新たに本市に免税点を超える事業所を開設した場合。
 - ・算定期間の末日現在で免税点を超えており、かつ一部の事業所で新設・廃止があった場合。
 - ・設立直後の事業年度、または解散・合併等で事業年度そのものが 12 か月でない場合。
- ⑤ 事業所の新設又は廃止とは、一単位の事業所等の新設又は廃止の場合をいいますので、同一の事業所等もしくは効用上一体の敷地内の事業所等において床面積の増減が生じても月割計算は行わず、課税標準の算定期間の末日における床面積が課税標準となります。

I 事業所税の概要

1. 事業所税の趣旨

事業所税は、大都市地域等における人口・企業の集中に伴い、道路・上下水道・公園・教育文化施設等の整備・改善など、より快適な都市づくりに必要な財源を確保するために昭和50年に創設された目的税で、横須賀市においても昭和51年10月1日から施行しております。

2. 事業所税の用途

- (1) 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- (2) 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- (3) 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- (4) 河川その他の水路の整備事業
- (5) 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- (6) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (7) 公害防止に関する事業
- (8) 防災に関する事業
- (9) その他、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で一定のもの

3. 課税団体

- (1) 東京都（特別区の存する区域）
- (2) 地方自治法第252条の19第1項の市（20市）
- (3) 首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域を有する市（8市）
- (4) (2)及び(3)以外の市で、人口30万人以上の市で政令で指定するもの
(48市)

* 横須賀市は上記のうち、(4)に該当します。

Ⅱ 事業所税のしくみ

1. 課税対象

事業所税の課税対象は、事務所又は事業所（以下「事業所等」といいます。）において、法人又は個人の行う事業です。

事業所等とは、それが自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいい、事務所、店舗、工場、ホテル、倉庫、材料置場、作業場、ガレージなどがこれに該当します。なお、事業所等の範囲については、次の点に留意してください。

- (1) 人的設備がない施設（無人の倉庫など）であっても、市内又は市外に管理する事務所等があれば、その管理に属する事業所等として扱います。
- (2) 社宅、社員寮などの住宅は、人の居住の用に供されるものなので、事業所等には該当しません。
- (3) 設置期間が2～3か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋などは、事業に継続性がないため事業所等としては扱いません。

ただし、店舗の建替えのために設けられる仮店舗などについては、設置期間が2～3か月程度であっても事業の継続性が認められますので事業所等として扱います。

- (4) 建設業における現場事務所など臨時的かつ移動性を有する仮設建築物で設置期間が1年未満のものについては、(3)と同じく継続性が認められないため事業所等としては扱いません。

また、事業所等において行われる事業とは、物の生産、流通、販売、サービスの提供など、事業者が行うすべての経済活動をいいます。したがって、事業所等の家屋又は区画内において行われるものに限らず、例えば外交員のセールス活動なども事業所等の管理下に属する限り、事業所等において行われる事業となります。

2. 納税義務者

事業所税の納税義務者は、事業所等において事業を行う法人又は個人です。この場合、貸ビルなどについては、その所有者ではなく、そこを借りて実際に事業を行っている者（テナント）が納税義務者となります。なお、納税義務者の認定にあたっては、次の点に留意してください。

- (1) 2以上の者が共同して事業を行う場合、各事業者の課税標準は個々に算定しますが、各々連帯納税義務が課せられます。
- (2) 特殊関係者の事業とその特殊関係者を有する者の事業とが同一の家屋内で行われている場合、その特殊関係者の事業は共同事業とみなされ、各々連帯納税義務が課せられます。（詳しくは市民税課事業所税担当までお問合せください。）
- (3) 事業所等において事業を行う者が単なる名義人であって、他の者が事実上その事業を行っていると認められる場合は、事実上その事業を行っている者が納税義務者となります。
- (4) 清算中の法人は、その清算の業務を行う範囲内において納税義務者となります。
- (5) 人格のない社団等は、法人とみなされ、収益事業を行う範囲内において納税義務者となります。

3. 課税標準

事業所税の課税標準は、資産割と従業者割からなり、各々次のとおりです。

- (1) 資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積となります。ただし、当該課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合には、当該事業所床面積を12で除して得た面積に当該課税標準の算定期間の月数を乗じて得た面積を課税標準とします。

なお、課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とします。

- (2) 課税標準の算定期間とは、法人の場合は事業年度をいいます。

個人の場合は1月1日から12月31日までの期間をいいますが、年の

途中で事業を開始したり、廃止した場合には、次のようになります。

- ・ 年の途中で事業を廃止した場合…1月1日から廃止の日までの期間
- ・ 年の途中で事業を開始した場合…開始の日から12月31日までの期間
- ・ 年の途中で事業を開始し、年の途中で事業を廃止した場合…開始の日から廃止の日までの期間

- (3) 事業所床面積とは、事業所用家屋の延べ床面積（各階の合計床面積）をいいますが、2以上の事業者が使用している家屋又は一部を居住の用に供している家屋で、これらに係る共同の用に供する部分（以下「共用部分」といいます。）があるときは、その事業者が専ら使用する部分（以下「専用部分」といいます。）の床面積に、その事業者の専用部分の床面積を各専用部分の床面積の合計で除して得たものに共用部分の床面積を乗じて得た面積を加えたものが、当該事業者の事業所床面積となります。
- (4) 事業所税における家屋とは、固定資産税における家屋をいい、不動産登記法上の建物とも原則として同意義ですが、具体的には屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物で、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいいます。なお、登記の有無は問いません。
- (5) 共用部分とは、各事業所等の共同の用に供する部分をいうものですが、具体的には廊下、階段、機械室、電気室、エレベーター室、エレベーター前ホールなどが含まれます。
- (6) 課税標準の算定期間の中で事業所等が新設又は廃止された場合には、現実に事業所等としての機能を有していた期間に応じて月割計算により課税標準を算定します。（ただし、課税標準の算定期間の末日において市内の合計床面積が免税点以下となる場合は課税されませんので、月割計算もありません。

ア. 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等

$$\begin{array}{l} \text{課税標準の算定期間の末日に} \\ \text{おける事業所床面積} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新設の日の属する月の翌月から課税標準} \\ \text{の算定期間の末日の属する月までの月数} \end{array}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

イ. 課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等

$$\text{廃止の日における事業所床面積} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

ウ. 課税標準の算定期間の中で新設され、同期間の中で廃止された事業所等

$$\text{廃止の日における事業所床面積} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

なお、事業所等の新設又は廃止とは、一単位の事業所等の新設又は廃止の場合をいいますので、同一の事業所等もしくは効用上一体の敷地内の事業所等において床面積の増減が生じても月割計算は行わず、課税標準の算定期間の末日における床面積が課税標準となります。

- (7) 従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額となります。
- (8) 従業者給与総額とは、事業所等の従業者に対して支払われる俸給、給料、賃金、及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与等」といいます。）の総額をいいますが、退職金、年金、恩給、所得税法において非課税とされる通勤手当などは含まれません。また、外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬等で所得税法において「給与等」に該当しないものも含まれません。
- (9) 従業者とは、一般従業者のほか、役員、日々雇用等の臨時の従業者などをいいますが、役員以外の障害者及び役員以外の年齢 65 歳以上の者は除かれます。また、雇用改善助成対象者（年齢 55 歳以上 65 歳未満の者のうち、雇用保険法その他の法令の規定に基づく国の雇用に関する助成に係る者）については、その者に支払われる給与等の額の 2 分の 1 に相当する額が控除されます。（なお、適用年齢については経過措置がありますので、詳しくは 22 頁を参照してください。

従業員割における従業員の取扱い

従業員		免税点の判定	課税標準
出 向 社 員	出向元が給与を支払う	出向元の従業員に含める	出向元の従業員給与総額に含める
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う	出向先の従業員に含める	出向先の従業員給与総額に含める
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業員に含める	それぞれの会社の従業員給与総額に含める
数社の役員を兼務する役員		それぞれの会社の従業員に含める	それぞれの会社の従業員給与総額に含める
無給の役員		従業員に含めない	
非常勤の役員		従業員に含める	従業員給与総額に含める
日々雇用等の臨時の従業員		従業員に含める	従業員給与総額に含める
パートタイマー		従業員に含めない	従業員給与総額に含める
休職中の従業員		給与等が支払われている場合は従業員に含める	従業員給与総額に含める
中途退職者		従業員に含めない	退職時までの給与等は従業員給与総額に含める
保険の外交員		従業員に含める(事業所得のみを有する者を除く)	所得税法上の給与等は従業員給与総額に含める
常時船舶の乗組員		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない
外国又は課税区域外への長期派遣(出張)		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない
派遣法に基づく派遣労働者		派遣元の従業員に含める(市外への派遣を除く)	派遣元の従業員給与総額に含める(市外への派遣を除く)

出 向	出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該出向従業者の指揮監督権が出向先企業にあり、出向先企業において労務を提供させるもの。
パート タイマー	形式的な呼称ではなく、勤務の状態によって判定されるものであり、一般的には雇用期間の長短ではなく当該事業所の通常の勤務時間より相当短時間の勤務(勤務時間6時間程度以下のもの)をすることとして雇用されているものであり、休暇、社会保険、賞与等からみても明らかに正規の従業者とは区別されるもの。
出 張	企業の従業者が出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行うもの。
派 遣	派遣元の従業者としての雇用関係、指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業者と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にあるもの。
長 期	課税標準の算定期間を超える期間のこと。

(10) 共同事業における各共同事業者に係る従業者割の課税標準となる従業者給与総額は、当該事業所等に係る従業者給与総額に損益分配の割合を乗じて得た額を課税標準とします。

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業については、その特殊関係者が単独で事業を行うものとみなして課税標準を算定します。

4. 税率

- (1) 資産割については、事業所床面積 1 m²につき 600 円
 - (2) 従業者割については、従業者給与総額の 100 分の 0.25
- * 事業所税の納付税額は資産割と従業者割の合計額となります。

5. 免税点

- (1) 資産割については、横須賀市内に所在する各事業所等の合計床面積が1,000 m²以下である場合には課税されません。
- (2) 従業者割については、横須賀市内に所在する各事業所等の合計従業者数が100人以下である場合には課税されません。
- (3) 資産割、従業者割とも免税点の判定は課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。
- (4) 非課税の適用に係るものがある場合には、資産割については非課税部分の床面積を除いた面積で、従業者割については非課税従業者数を除いた従業者数で判定します。
- (5) 免税点は基礎控除とは異なりますので、免税点を超えて事業所税が課税される場合には、免税点を超えた部分のみではなく、その全体が課税対象となります。
- (6) 課税標準の算定期間を通して従業者数の変動が著しく、当該期間に属する各月の末日現在における従業者数のうち最大であるものの数値が最小であるものの数値の2倍を超える事業所等については、当該期間に属する各月の末日現在における従業者数の合計を課税標準の算定期間の月数で除して得たものをもって、課税標準の算定期間の末日現在の従業者数とみなします。

6. 非課税

- (1) 事業所税には、事業を行う者の人格に着目して非課税とする人的非課税と、施設の用途に着目して非課税とする用途非課税があり、その範囲は非課税対象一覧表（14頁～16頁）のとおりです。
- (2) 非課税の適用を受ける事業であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行いますが、課税標準の算定期間の中途において事業所等が廃止された場合は、当該廃止の直前に行われていた事業が非課税の適用を受ける事業であるかどうかにより判定します。
- (3) 非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業者に

係る課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、それぞれの事業に従事した分量に応じてその者の給与等の額を按分します。

ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして計算します。

7. 課税標準の特例

- (1) 事業所税には、非課税と同様に人的な課税標準の特例と用途による課税標準の特例があります。具体的には、課税標準の特例対象一覧表（19頁から20頁）の各号に掲げる施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額について、それぞれの控除割合を乗じて得た面積又は金額が控除されます。
- (2) 課税標準の特例規定の適用を受ける事業であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行いますが、課税標準の算定期間の中途において事業所等が廃止された場合は、当該廃止の直前に行われていた事業が課税標準の特例規定の適用を受ける事業であるかどうかにより判定します。
- (3) 課税標準の特例規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業者に係る課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、非課税の場合と同様に行います。
- (4) 課税標準の特例対象一覧表に掲げた課税標準の特例規定のうち、2以上の規定に重複して該当する場合は、次の順序に従い適用します。

適用順位	適用条項
1	法第701条の41第1項
2	法第701条の41第2項
3	法附則第33条

* 法第701条の41第1項各号の重複適用は行いません。

8. 減免

- (1) 横須賀市においては、減免対象一覧表（21 頁）に掲げる施設について減免措置を講じています。
- (2) 減免を受けようとする場合は、事業所税の申告納付期限までに「事業所税減免申請書」を提出してください。
- (3) 減免の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

なお、課税標準の算定期間の中途において事業所等を廃止した場合の減免の判定については、非課税、課税標準の特例の場合と同様に行います。

※ 上記の他、災害があった場合において特に必要と認めるものについては減免することがあります。

9. 申告納付

- (1) 事業所税は、納税者自身で納付すべき税額を計算し、その結果を申告・納付していただく申告納付制度が採用されています。

申告納付期限は、法人にあっては各事業年度終了の日から2か月以内、個人にあっては翌年の3月15日までとなります。

ただし、個人が年の中途で事業を廃止した場合は、当該廃止の日から1ヶ月以内、事業の廃止が納税義務者の死亡による場合は4か月以内となります。

- (2) 免税点以下であるため事業所税の納付税額がない方でも、課税標準の算定期間の末日の現況において、事業所床面積の合計が800㎡以上又は従業者数の合計が80人以上の場合には、申告書に必要事項を記載して申告していただく必要があります。
- (3) 申告納付期限までに申告納付がない場合には、市が自ら調査した結果によってその申告納付すべき課税標準額及び税額を決定することがあります。ただし、申告納付期限を過ぎてしまっても決定の通知があるまでは、申告納付することができます。

- (4) 申告税額等に不足額のある場合には、遅滞なく修正申告をするとともにその増加した税額を納付してください。
- (5) 申告税額等が過大である場合には、法定納期限から5年以内に限り、更正の請求ができます。

10. 正しい申告がされない場合

申告書又は修正申告が正しい申告でない場合や申告書の提出がない場合は、市長が税額の更正や決定をします。

申告した税額が過少であった場合には過少申告加算金が、申告期限までに申告のない場合には不申告加算金が課されます。

ただし、納税義務者が課税標準の基礎となるべき事実又はそれに基づく申告書の提出を隠ぺい又は仮装した場合には、重加算金が課されます。

11. 正しい納付がされない場合

納期限の翌日以降に税金を納付する場合又は市長が税額の更正や決定をしてもなお不足税額がある場合は、延滞金が計算されます。

また、督促状を受けてもなお納付がない場合は、滞納処分を受けることとなります。

(1) 延滞金

納期限（更正・決定に不足税額がある場合は、その本来の納期限）までに税額2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは切り捨てる）の税金を完納しないときは、その翌日から税金を完納した日までの日数に応じて、割合Aを乗じて計算した延滞金を納めていただきます。

割合A

令和8年1月1日から 同年12月31日まで	令和9年1月1日以後
年9.1%	年14.6%又は延滞金特例基準割合(*) +7.3%のいずれか低い割合

ただし、下表「税額の区分」ごとにしめす「適用期間」については、その期間に応じた割合Bを適用します。

税 額 の 区 分	適 用 期 間
提出期限までに提出した申告者に係る税額	当該税額に係る事業所税の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
提出期限後に提出した申告者に係る税額	当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
修正申告に係る税額	修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
更正による不足額又は決定による税額	本来の納期限の翌日から当該税額の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

割合B

令和8年1月1日から 同年12月31日まで	令和9年1月1日以後
年2.8%	年7.3%又は延滞金特例基準割合(*) +1%のいずれか低い割合

* 平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1%の割合を加算した割合

(注)延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(2) 滞納処分

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、その督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

12. 不服申立て（審査請求）

更正（決定）通知書の記載事項に不服がある場合は、更正（決定）通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して文書をもって審査請求をすることができます。

更正（決定）の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

13. 事業所等の開設・廃止及び貸付に係る申告

- (1) 事業所税の納税義務者が横須賀市内に事業所等を開設し、もしくは廃止したときは、当該開設又は廃止の日から1か月以内に、事業所等開設廃止申告書を提出してください。
- (2) 事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸付けている方は、その貸付を行った日から1ヶ月以内に、事業所用家屋の貸付申告書を提出してください。

非課税対象一覧表

地方税法第701条の34

項	号	区 分	資 産 割	従業者割	具 体 例
1		国及び非課税独立行政法人・公共法人	○	○	国、非課税独立行政法人、地方公共団体、法人税法第2条第5号の公共法人
2		公益法人等又は人格のない社団等	○	○	法人税法第2条第6号の公益法人等(収益事業を除く)
3	3	博物館法に規定する博物館その他政令で定める教育文化施設	○	○	博物館法第2条第1項に規定する博物館、図書館法第2条第1項に規定する図書館、学校教育法附則第6条の規定により設置された幼稚園
3	4	公衆浴場法に規定する公衆浴場	○	○	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場(県知事が入浴料金を定めるもの)
3	5	と畜場法に規定すると畜場	○	○	と畜場法第3条第2項に規定すると畜場
3	6	死亡獣畜取扱場	○	○	化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場
3	7	水道法に規定する水道施設	○	○	水道法第3条第8項に規定する水道施設
3	8	一般廃棄物の収集、運搬、処分の事業の用に供する施設	○	○	市長の許可若しくは認可を受けて市の委託により行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設
3	9	病院及び診療所、介護老人保健施設、医療関係者の養成所	○	○	医療法第1条の5に規定する病院及び診療所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設で政令で定めるもの、医療関係者の養成所
3	10	保護施設	○	○	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設で政令で定めるもの(救護施設、更生施設、医療保護施設など)
3	10の2	小規模保育事業用施設	○	○	児童福祉法第6条の3第10項に規定する施設
3	10の3	児童福祉施設	○	○	児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設で政令で定めるもの(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所など)
3	10の4	認定こども園	○	○	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する施設
3	10の5	老人福祉施設	○	○	老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設で政令で定めるもの(老人デイサービスセンター、特別養護老人ホームなど)
3	10の6	障害者支援施設	○	○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法第5条第11項に規定する障害者支援施設
3	10の7	社会福祉事業用施設	○	○	社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの(生計困難者に対して助葬を行う事業など)
3	10の8	包括的支援事業用施設	○	○	介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設
3	10の9	家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業用施設	○	○	児童福祉法第6条の3第9項、同条第11項、同条第12項に規定する施設
3	11	農、林、漁業を営む者が直接その生産の用に供する一定の施設	○	○	農作物育成管理用施設、蚕室、畜舎など

地方税法第701条の34

項	号	区 分	資 産 割	従業者割	具 体 例
3	12	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合その他一定の法人が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○	生産の用に供する共同利用施設、国の補助等を受けて設置された保管・加工又は流通の用に供する施設、農林水産業者の研修のための施設など
3	13	削除(平27法63・全改)			
3	14	卸売市場及びその機能を補完する施設	○	○	卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場及びその機能を補完する施設
3	15	削除(平27法47・全改)			
3	16	電気事業の用に供する施設	○	○	電気事業の用に供する電気工作物及びその保安施設
3	17	ガス事業の用に供する施設	○	○	ガス事業の用に供するガス工作物及びその保安施設
3	18	独立行政法人中小企業基盤整備機構法の規定により、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する施設	○	○	集団化事業、商店街等整備事業、共同化事業
3	19	総合特別区域法に基づく事業を行う中小企業者が市町村から資金の貸付けを受けて設置する施設	○	○	総合特別区域法第2条第2項第5号イ、同条第3項第5号イに規定する事業を行う者が、市町村から資金の貸付けを受けて設置する施設のうち政令で定めるもの(工場・研究施設・店舗など)
3	20	鉄道事業者又は軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設	○	○	事務所・発電施設以外の施設(営業所、停車場、停留所、運転指令所、車庫など)
3	21	一般乗合旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業等を営業者がその本来の事業の用に供する施設	○	○	事務所以外の施設(営業所、案内所、出札所、待合室、車庫、洗車場など)
3	22	バスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設	○	○	事務所以外の施設(誘導車路、操車場所、停留場所、駐車場、給油所など)
3	23	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設	○	○	省 略
3	24	専ら公衆の利用を目的として第1種指定電気通信設備を設置する者が当該事業の用に供する施設	○	○	「事務所、研究施設、研修施設」以外の施設
3	25	一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	○	○	信書便物の引受け及び配達のために供する施設、信書便物の表示・区分・転送・還付・管理の用に供する施設
3	25の2	日本郵便株式会社が行う郵便事業・印紙の売りさばき等の用に供する施設	○	○	郵便物の送達のために供する施設、郵便窓口業務のために供する施設など
3	26	勤労者の福利厚生施設	○	○	事業主が従業者の宿泊、慰安、娯楽等の便宜を図るため常時設置する施設(保養所、寮、クラブ、美容室、理髪室、喫茶室、食堂、娯楽教養室など)
3	27	路外駐車場	○	○	都市計画において定められたもの、駐車場法の規定による届出に係るものなどその利用について何ら制限がなく一般に公開され不特定多数の自由な利用に供される駐車場

地方税法第701条の34

項	号	区 分	資 産 割	従業者割	具 体 例
3	28	原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設	○	○	都市計画に定められたもの
3	29	東日本高速道路株式会社ほか5社が高速道路の新設・改良・維持・修繕等一定の事業の用に供する施設	○	○	事務所以外の施設
4		特定防火対象物に設置される消防用設備等、防災施設等	○	—	消防法第17条第1項に規定する防火対象物で多数の者が出入りするものに設置される消防用設備等及び防災施設等 * 特定防火対象物一覧表・消防用設備及び防災施設等に係る非課税施設一覧表については17、18頁に記載
5		港湾運送事業者等がその本来の事業の用に供する施設に従事する者	—	○	港湾運送事業法に規定する港湾運送の業務に従事する労働者の詰所及び現場事務所に従事する者に係る従業者給与総額

特定防火対象物一覧表

(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(1)イ、(4)、(5)イ及び(9)イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの イ 病院、診療所又は助産所 ロ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害者支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主として入所させるものに限る。)又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第18項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。) ハ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。) (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労選択支援、同条第14項に規定する就労移行支援、同条第15項に規定する就労継続支援若しくは同条第18項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。) ニ 幼稚園又は特別支援学校
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)から(4)まで、(5)イ、(6)又は(9)イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2)	地下街
(16の3)	建築物の地階((16の2)に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)から(4)まで、(5)イ、(6)又は(9)イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

(消防法施行令 別表第一抜粋)

消防用設備及び防災施設等に係る非課税施設一覧表

番号	非課税対象	非課税割合
1	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の消防用設備等に係る水槽の設置部分、ポンプ室、パイプスペースの部分、及びこれらの設備の非常電源に係る発電室、蓄電室、変電室、電気配線シャフトの部分	全部
2	総合操作盤その他消防用設備等の操作機器の設置部分	全部
3	消火薬剤の貯蔵庫等	全部
4	動力消防ポンプの設備の格納庫	全部
5	消火栓箱、消防用器具の格納箱等	全部
6	避難器具の設置部分	全部
7	排煙設備の風道及び排煙機の設置部分	全部
8	階段 (1) 特別避難階段の階段室及び附室	全部
	(2) 避難階段の階段室	
	(3) (1)又は(2)以外の直通階段で避難階へ通ずるものの階段室	1/2
	(4) (1)～(3)以外の階段室(防火区画されているものに限る。)	
9	廊下の部分	1/2
10	避難階における屋外への出入口の部分	1/2
11	非常用進入口のバルコニーの部分	全部
12	中央管理室(2の部分を除く。)	1/2
13	昇降機等 (1) 非常用エレベーターの昇降路(機械室を含む。)及び乗降ロビー	全部
	(2) (1)以外のエレベーター、エスカレーター等の昇降路(防火区画されているものに限る。)	1/2
	(3) 吹抜部分等(防火区画されているものに限る。)	
14	避難通路(横須賀市火災予防条例に基づき設置するもの) (1) スプリンクラーの有効範囲内の避難通路	全部
	(2) (1)以外の避難通路	1/2
15	喫煙所	1/2
16	その他(行政命令に基づき設置するもの) (1) 避難階段の附室	1/2
	(2) 避難のための屋内バルコニー	
	(3) 防災センター及び防災サブセンター	
	(4) 消防用機器等の操作面積(行政命令により、その確保及び範囲が明定されているものに限る。)	

(注) 表中、非課税となる部分は、床面積を有する部分に限ります。

課税標準の特例対象一覧表

地方税法第701条の41

項	号	区 分	資 産 割	従業者割	具 体 例
1	1	協同組合等の本来の事業用施設	1/2	1/2	法人税法第2条第7号に規定する協同組合等(漁業協同組合、農業協同組合、信用金庫など)
1	2	専修学校又は各種学校において直接教育の用に供する施設	1/2	1/2	学校教育法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校において直接教育の用に供する施設
1	3	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設	3/4	—	水質汚濁防止法に規定する特定施設、下水道法に規定する除害施設、大気汚染防止法に規定する一定の施設など
1	4	産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する施設	3/4	1/2	産業廃棄物の処理事業、浄化槽の清掃事業、廃油処理事業などの事業の用に供する事務所以外の施設
1	5	家畜市場	3/4	—	家畜取引法第2条第3項に規定する家畜市場
1	6	生鮮食品の価格安定に資することを目的として設置される施設	3/4	—	消費地食肉冷蔵施設
1	7	みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設	3/4	—	原料処理、仕込、醗酵熟成、火入、調整及び加熱殺菌の各工程に係る施設
1	8	木材取引のために開設される市場又は木材の加工若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設	3/4	—	木材取引市場、簡易な構造の木材保管施設
1	9	ホテル営業又は旅館営業の用に供する施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる施設を除く)	1/2	—	ホテル又は旅館の客室、専ら宿泊客の利用に供する食堂、広間、ロビー、浴室、厨房、機械室、玄関、フロント、配膳室、リネン室など
1	10	港湾法に規定する港湾施設のうち航行補助施設、旅客施設及び船舶役務用施設	1/2	1/2	港務通信施設、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合室、宿泊所、給水施設、給油施設、船舶修理施設、船舶保管施設など
1	11	港湾法に規定する港湾施設のうち上屋、倉庫等	3/4	1/2	港湾区域及び臨港地区内における荷さばき用施設、倉庫業者の事業用倉庫
1	12	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	1/2	—	コンテナフレートステーション
1	13	港湾運送事業法に規定する一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋	1/2	—	港湾区域及び臨港地区外における荷さばき用施設
1	14	倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	—	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫
1	15	タクシー事業の用に供する施設	1/2	1/2	事務所以外の施設(車庫、点検施設、給油施設、洗車施設など)
1	16	公共の飛行場に設置される施設	1/2	1/2	省 略
1	17	流通業務地区内に設置される施設等	1/2	1/2	省 略
1	18	流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	3/4	1/2	省 略
1	19	特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	信書便物の引受け及び配達の用に供する施設、信書便物の表示・区分・転送・還付・管理の用に供する施設
2		心身障害者等を多数雇用するものとして政令で定める事業所等	1/2	—	常時雇用する心身障害者等の数が10人以上で、かつ、その雇用割合が2分の1以上であるもの

地方税法附則第32条の4

項 号	区 分	資産割	従業者割	適 用 期 限
1	令和7年に開催される国際博覧会の会場内において設置される、参加者が博覧会に関して行う一定の事業の用に供する施設	全部	全部	令和9年3月31日までに終了する事業年度分まで

地方税法附則第33条

項 号	区 分	資産割	従業者割	適 用 期 限
1	沖縄振興特別措置法に規定する観光地形成促進地域において設置される特定民間観光関連施設	1/2	—	令和9年3月31日までに新設されたものについて、新設の日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで
2	沖縄振興特別措置法に規定する情報通信産業振興地域において設置される情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設	1/2	—	令和9年3月31日までに新設されたものについて、新設の日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで
3	沖縄振興特別措置法に規定する産業高度化・事業革新促進地域において設置される同法に規定する製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設	1/2	—	令和9年3月31日までに新設されたものについて、新設の日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで
4	沖縄振興特別措置法に規定する国際物流拠点産業集積地域において設置される同法に規定する国際物流拠点産業事業の用に供する施設	1/2	—	令和9年3月31日までに新設されたものについて、新設の日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで
5	特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定による承認を受けた特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で政令で定めるもの	1/4	—	令和9年3月31日までに終了する事業年度分まで

地方税法附則第78条

項 号	区 分	資産割	従業者割	適 用 期 限
12	令和9年に開催される国際園芸博覧会の会場内において設置される、参加者が博覧会に関して行う一定の事業の用に供する施設	全部	全部	令和11年3月31日までに終了する事業年度分まで

減免対象一覧表

横須賀市市税条例施行規則第17条

項	号	対 象	資 産 割	従業者割	要 件 等
1	1	指定自動車教習所	1/2	1/2	道路交通法第99条第1項の規定による指定自動車教習所でその本来の事業の用に供する施設
1	2	修学旅行用バス	一定割合の1/2	一定割合の1/2	道路運送法第3条第1項口に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設
1	3	酒類保管用倉庫	1/2	—	酒税法第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫
1	4	タクシー事業用施設	全部	全部	タクシー台数が250台以下のタクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設(事務所を除く)
1	5	中小企業近代化助成施設	全部	全部	中小企業近代化資金等助成法に基づく貸付けを受けて設置された施設で、高度化事業用施設に相当するもの
1	6	農林水産省の共同利用施設	全部	全部	農業協同組合、水産業協同組合及びこれらの組合の連合会が農水産業者の共同利用の供する施設
1	8	果実飲料等の保管用倉庫	1/2	—	果実飲料の日本農林規格第2条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫で延べ面積が3,000㎡以下のもの
1	9	ビルの室内清掃等に従事する者	—	全部	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者の従業者のうち、ビルの室内清掃、設備管理等に直接従事する者
1	11	古紙の回収事業用施設	1/2	—	古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設
1	12	家具の保管用施設	1/2	—	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設
1	13	外国貿易のためのコンテナ貨物の荷さばき用施設	1/2	—	港湾法第2条第4項に規定する臨港地区として定められるべき地区において、外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設
1	14	織物等の保管用施設	1/2	—	ねん糸及びかさ高加工糸の製造を専業で行う者、織物及び綿の製造を行う者並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者が、原材料又は製品の保管の用に供する施設
1	15	倉庫業者等の事業用倉庫	全部	全部	法第701条の41第1項の表の第11号、第13号又は第14号に掲げる施設のうち、倉庫業法第3条に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋それぞれについて30,000㎡未満のもの

高齢者に係る非課税等の適用年齢の経過措置について

高齢者等の雇用の安定等に関する法律により、雇用確保措置が義務化される年齢が引き上げられることに伴い、高齢者に係る非課税の年齢が、次のとおり段階的に引き上げられました。

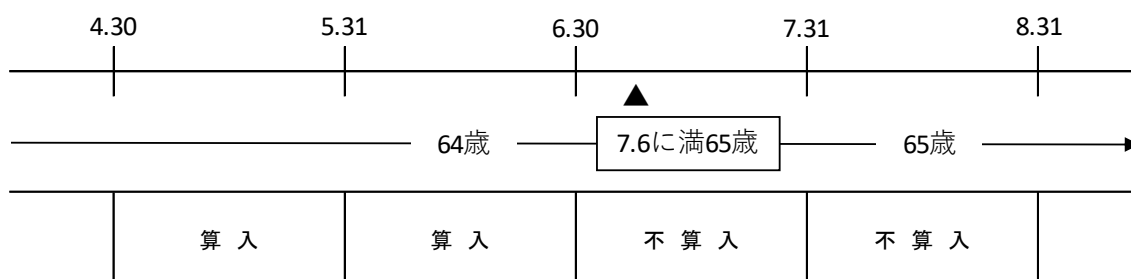
適用事業年度等	適用年齢
平成18年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分	62歳以上
平成19年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分	63歳以上
平成22年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分	64歳以上
平成25年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分	65歳以上

同様に、雇用改善助成対象者について、従業者割の課税標準を2分の1控除としている特例措置の年齢が、次のとおり段階的に引き上げられました。

適用事業年度等	適用年齢
平成18年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分	55歳以上 62歳未満
平成19年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分	55歳以上 63歳未満
平成22年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分	55歳以上 64歳未満
平成25年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分	55歳以上 65歳未満

(注) 新たに上記に該当することとなった者（給与等が支払われるときの状況により判定）に係る給与等は、次の例によって計算してください。

(例) 毎月月末が給与等の計算期間の末日で、支給日が翌月10日である場合。



※免税点の判定に際し、該当するかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の年齢で行います。

事業所税についてのおたずねは……

〒238-8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市税務部市民税課
TEL 046(822)8120